

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税の賦課に関する事務(固定資産税・都市計画税) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

結城市は、固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県結城市長

公表日

令和5年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課に関する事務(固定資産税・都市計画税)
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及び結城市市税条例等に基づく固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務。 ・課税事務:土地・家屋・償却資産の所有者及び水戸地方法務局筑西出張所等からの申告等に基づき、課税台帳を作成し、固定資産税・都市計画税を課税する事務
③システムの名称	資産税システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・固定資産税賦課情報ファイル ・都市計画税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法 別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税情報」が含まれる項(27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画財務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
総務省、地方公共団体情報システム機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画財務部 税務課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	企画財務部 税務課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	結城市は、固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	結城市は、地方税の賦課に関する事務(固定資産税・都市計画税)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	内容の見直し
平成29年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【概要】 ・地方税法に基づき、登記簿または固定資産課税台帳に登録された帳簿を元に固定資産税・都市計画税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、固定資産税・都市計画税情報から証明書を発行する。 【処理の流れ】 1. 法務局、住民、企業、他自治体、eLTAから申告情報を取得する。 2. 取得した申告情報の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。 3. 各種申告情報及び電子データをシステムへ保管する。 4. 賦課計算に必要な情報を照会し取得する。 5. 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムにて取得する。 6. 賦課情報を作成する。 7. 税額通知作成をするため、賦課情報を提供し発注準備をする。 8. 課税決定者・各企業へ税額を通知する。 9. 作成された賦課情報を庁内他課へ移転する。 10. 賦課情報に基づき、申請に応じて証明書を発行する。	・地方税法その他の地方税に関する法律及び結城市市税条例等に基づく固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務 ・課税事務:土地・家屋・償却資産の所有者及び水戸地方税務局筑西出張所等からの申告等に基づき、課税台帳を作成し、固定資産税・都市計画税を課税する事務	事後	内容の見直し
平成29年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税・都市計画税システム、共通宛名システム、中間サーバー	資産税システム、宛名管理システム、中間サーバー	事後	内容の見直し
平成29年12月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	固定資産税・都市計画税賦課情報ファイル	・固定資産税賦課情報ファイル ・都市計画税賦課情報ファイル ・地方税の賦課に関する事務(償却資産)	事後	内容の見直し
平成29年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項並びに別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令)第16条	事後	内容の見直し
平成29年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第17号 別表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条の5号	・番号法第19条第7号並びに別表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令)第20条第1項第5号	事後	内容の見直し
平成29年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 広瀬 文彦	税務課長 大森 加代子	事後	人事異動
平成29年12月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月26日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	時点修正
平成29年12月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月26日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当課所 ②所属長	税務課長 大森 加代子	税務課長	事後	内容の見直し
平成31年3月15日	IVリスク対策1~9	項目なし	IVリスク対策1~9への記載	事後	項目追加
令和2年3月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月15日 時点	令和2年3月16日 時点	事後	時点修正
令和2年3月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月15日 時点	令和2年3月16日 時点	事後	時点修正
令和3年3月10日	表紙 公表日	43917	44265	事前	時点修正
令和3年3月10日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	・固定資産税賦課情報ファイル ・都市計画税賦課情報ファイル ・地方税の賦課に関する事務(償却資産)	・固定資産税賦課情報ファイル ・都市計画税賦課情報ファイル	事前	内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	市民生活部 税務課	企画財務部 税務課	事前	内容の見直し
令和3年3月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市民生活部 税務課（茨城県結城市結城1447）0296-32-1111	企画財務部 税務課（茨城県結城市中央町二丁目3番地）0296-32-1111	事前	内容の見直し
令和3年3月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民生活部 税務課（茨城県結城市結城1447）0296-32-1111	企画財務部 税務課（茨城県結城市中央町二丁目3番地）0296-32-1111	事前	内容の見直し
令和3年3月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月16日 時点	令和3年3月3日 時点	事前	時点修正
令和3年3月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月16日 時点	令和3年3月3日 時点	事前	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号並びに別表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令)第20条第1項第5号	・番号法第19条第8号並びに別表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令)第20条第1項第5号	事後	番号利用法の号ズレ対応
令和4年3月2日	表紙 I～IV		評価書中の「カンマ」の記載を「読点」に変更	事後	内容変更
令和4年3月2日	表紙 公表日	令和3年3月10日	令和4年3月11日	事前	時点修正
令和4年3月2日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月3日 時点	令和4年3月2日 時点	事前	時点修正
令和4年3月2日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月3日 時点	令和4年3月2日 時点	事前	時点修正
令和5年2月24日	表紙 公表日	令和4年3月11日	令和5年3月10日	事前	時点修正
令和5年2月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項並びに別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令)第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例	事後	内容の見直し
令和5年2月24日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号法第19条第8号並びに別表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令)第20条第1項第5号	・番号法第19条第8号 ・番号法 別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税情報」が含まれる項(27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	内容の見直し
令和5年2月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日 時点	令和5年3月6日 時点	事前	時点修正
令和5年2月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日 時点	令和5年3月6日 時点	事前	時点修正